

労働者派遣事業に係る情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき、以下の通りお知らせします。

事業所名称 公益財団法人 東京都教育支援機構
事業所所在地 東京都中野区中央 1-38-1 住友中野坂上ビル 11 階

【対象期間：2025 年 12 月 1 日～2026 年 3 月 31 日】

①派遣労働者数	0 人
②派遣先事業所数	0 件
③派遣料金平均金額（1 日 8 時間当たり）	0 円
④派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間当たり）	0 円
⑤マージン率	0 %
⑥雇用安定措置を講じた人数	0 人

■法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・ 労使協定の締結：あり（当該協定の有効期間の終期 2027 年 3 月 31 日）
- ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容
派遣スタッフは有給、無償で受講可能です。

<入職時～1 年目>

- ・ 入職時研修（派遣の働き方）
- ・ コンプライアンス研修
- ・ 学校福祉の基礎（児童生徒理解／ユースワーカーの役割・職務／面接技法（基本）／記録の取り方）

<2 年目>

- ・ 学校福祉の発展（スクールソーシャルワーカー及びユースソーシャルワーカーの役割／こどもの SOS のキャッチ／学校職員との連携／法制度に対する理解）
- ・ キャリア研修基礎

<3 年目>

- ・ 学校福祉の応用 1（ケースマネジメント／ケース会議の持ち方・関わり方／困難事例への対応／保護者・家族支援）
- ・ キャリア研修応用

< 4年目 >

- ・学校福祉の応用2（学校職員へのサポート／若手育成／OJT の設計・実践／チームマネジメント）
- ・マネジメント研修

（2）キャリアコンサルティングの相談窓口

03-5989-1720

■その他参考と認められる事項

社会保険・有給休暇・健康診断などの制度がございます。